

第 2 期山形県スポーツ推進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

令和 6 年度までを計画期間とする第 1 期山形県スポーツ推進計画（「平成 25 年 3 月策定『山形県スポーツ推進計画』及び平成 30 年 6 月策定『山形県スポーツ推進計画<後期改定計画>』をいう。以下同じ。）に基づくこれまでの取組の成果や課題、この間のスポーツをめぐる状況の変化等を踏まえ、今後の本県におけるスポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに「第 2 期山形県スポーツ推進計画」を策定するもの

2 計画の位置づけ

- ①「スポーツ基本法」第 10 条に規定する地方スポーツ推進計画
- ②「山形県スポーツ推進条例」第 8 条に規定するスポーツ推進計画

3 計画の期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）まで（5 年間）

4 計画の対象

本計画において、スポーツは、個人又は集団で行われる運動競技に加え、その他の身体活動（散歩、ダンス、健康のために行う体操、ハイキング、サイクリングその他これらに類するものを含む。）を対象とします。また、スポーツ活動は、スポーツを行うこと、観戦すること、スポーツを行う者を指導することに加え、スポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動とします。（山形県スポーツ推進条例第 2 条）

5 計画の目指す姿

スポーツを通じた健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現

（山形県スポーツ推進条例前文及び第 1 条）

6 これまでの検討状況

第 1 期山形県スポーツ推進計画については、部活動改革の進捗に伴い、地域スポーツのあり方をはじめとしたスポーツ環境全体に影響が生ずることが見込まれたこと等から、令和 4 年度山形県スポーツ推進審議会において、計画期間の終期を令和 4 年度から令和 6 年度まで延長することとしました。

第 2 期山形県スポーツ推進計画の策定に向けては、令和 5 年度山形県スポーツ推進審議会において、本県スポーツの現状や計画の骨子案等について御審議頂いた結果、4 つの基本方針に整理し、引き続き計画策定を進めていくことを決定しました。